

競争入札参加者の資格に関する公告

令和8年3月2日

令和8年度において、広島市及び広島市水道局が発注する別表の発注工事分類表に掲げる建設工事（以下「工種」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の要件及び当該資格の審査申請の手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 榎 原 茂

1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 競争入札に参加しようとする発注工事（発注する工事ごとの案件をいう。以下同じ。）に係る工種に対応する業種について、建設業の許可を受けていること。
- (4) 競争入札に参加しようとする発注工事に係る工種に対応する建設業に関し、競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）の日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の2第1項の規定による審査をいう。以下同じ。）（経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とするものに限る。）を受け、かつ、当該経営事項審査（資格審査申請の日の1年7か月前の日以後の日

を審査基準日とする経営事項審査を2回以上受けている場合にあっては、資格審査申請の日直近において受けた経営事項審査）に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において年間平均完成工事高及び総合評定値の記載があること。

なお、会社更生法又は民事再生法の適用を受けている者にあつては、次のアからエまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審査に限る。

- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者にあつては、更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日
- イ 会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者にあつては、更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日
- ウ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再生手続開始の決定の日以後の日
- エ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあつては、再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は再生計画認可の決定の日以後の日

- (5) 広島市建設工事競争入札取扱要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）又は同条第2項若しくは第3項若しくは第11条の3第1項（いずれも要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (6) 要綱第11条の4第1項又は第2項（いずれも要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 健康保険法の適用事業所の事業主若しくは厚生年金保険法の適用事業所の事業主若しくは同法第10条第2項の同意をした事業主又は雇用保険法の適用事業の事業主にあつては、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定による届出をしていること。
- (9) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領第4条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査申請の手続

(1) 申請方法

ア 調達情報公開システムに公開される入札案件

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）（以下、同じ。）から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要な事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類（各1部）を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。

イ 調達情報公開システムに公開されない入札案件
 資格審査の申請者は広島市ホームページに掲載している所定の様式を作成し、書類（各1部）を持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。

(2) 申請期間及び入力時間
 ア 申請期間 公告の日から令和9年3月31日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。
 イ 入力時間 午前8時30分から午後5時15分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）
 なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎15階）

(4) 申請書等の作成に用いる言語等
 ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語訳文を付記し、又は添付すること。
 イ 申請書類の金額表示は、出納官吏事務規程第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

(5) 随時の審査を行う場合
 申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合、民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合又は建設業法第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件附則4又は附則6の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する者となった場合は、要綱第4条第2項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知
 前記1に掲げる資格の要件に適合しているかどうかについて、前記2の申請手続により提出された書類により審査する。
 結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信により通知する。
 また、前記1に掲げる資格の要件に適合すると認められる者で、かつ、等級による格付を行う工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）の資格審査申請をしている者については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものを合計した総合数値に基づき当該工種ごとに等級を付与する。

(1) 経営事項審査評価事項
 経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中の申請している工種に対応する総合評定値（P）

(2) 広島市評価事項
 ア 広島市が発注した建設工事の前2か年の完成工事平均成績
 イ 広島市の指名停止等の状況
 ウ まちの美化活動の取組状況
 エ 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況
 オ 「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況
 カ 子育て支援の取組状況
 キ 男女共同参画の取組状況

ク ビジネスと人権に関する取組状況
 ケ 若者の就業支援の取組状況
 コ 「女性と若者が輝く企業」の認定状況
 サ 失業者に関する雇用の取組状況
 シ 障害者に関する雇用の取組状況
 ス 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況
 セ 災害時の地域貢献の状況
 ソ 消防団協力事業所の認定状況
 タ ISO14005の認証・登録の状況
 チ 建設業労働災害防止協会への加入

4 資格の有効期間及び更新手続
 (1) 有効期間
 広島市長及び広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から次の定期の資格審査申請の受付に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、その効力は、有効期間開始日以後最初に到来する要綱第4条第1項の規定による定期の資格審査申請の受付又は同条第2項本文の規定による3か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間開始日の前日までの間は、特定調達契約の競争入札以外の競争入札には、及ばない。
 (2) 更新手続
 前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格審査申請の受付に係る公告に基づき申請を行うこと。

別記

建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧

- 1 入札参加資格審査申請書（前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）
- 2 使用印鑑届（前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 3 委任状（入札契約権限を、その使用人に対し、継続して委任しようとする場合。前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 4 新規申請、振替口座の変更等の場合にあつては、口座振替依頼書（前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 5 法人にあつては法人登記の履歴事項全部証明書、個人にあつては身分証明書及び誓約書（いずれも証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 6 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）（e-Taxを利用して電子納税証明書（PDF形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷したもので可）
- 7 広島市の区域内に事業所等がなく、広島市への納税義務がない場合にあつては、申立書（前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」により印刷するもの）
- 8 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（資格審査申請を行う日において経営事項審査の審査基準日から1年7か月を経過していないもの）

- 9 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることが確認できる次のいずれかの書類
- (1) 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したもの（記載の発行日が前記2(1)アの場合、「業者登録受付システム」において入力内容を送信した日以降のもの、前記2(1)イの場合、入札参加資格審査申請書に記載した日以降のもの）
 - (2) 建設業許可証明書、建設業許可確認書若しくは建設業許可通知書（証明年月日又は通知年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 10 営業所一覧表
- 11 営業所等調書兼実態調査同意書（広島市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合）
- 12 定形郵便物（50g以内）における郵便料金相当額の普通切手（建設工事に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）
- 13 管工事に係る申請者で浄化槽工事の施工を希望する者にあつては、浄化槽法第33条第3項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出受理通知書の写し
- 14 広島市評価事項の実績調書及び評価基準に該当することが確認できる書類（該当者のみ）

造園工事業	造園工事
さく井工事業	さく井工事
建具工事業	建具工事
水道施設工事業	水道施設工事
消防施設工事業	消防施設工事
清掃施設工事業	清掃施設工事
解体工事業	解体工事

別表

広島市発注工事分類表

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類
土木工事業	土木一式工事
建築工事業	建築一式工事
大工工事業	大工工事
左官工事業	左官工事
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事
石工事業	石工事
屋根工事業	屋根工事
電気工事業	電気工事
管工事業	管工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事
鉄筋工事業	鉄筋工事
舗装工事業	舗装工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
板金工事業	板金工事
ガラス工事業	ガラス工事
塗装工事業	塗装工事
防水工事業	防水工事
内装仕上工事業	内装仕上工事
機械器具設置工事業	機械器具設置工事
熱絶縁工事業	熱絶縁工事
電気通信工事業	電気通信工事